

令和4年度 佐賀県消費生活審議会 議事概要

日 時：令和5年2月3日（金）14：00～16：00

場 所：アバンセ4階 第1研修室

1. 開会

2. 挨拶

岩永副部長挨拶

3. 議題

(1) 会長及び会長代理の選任について

- ・事務局より赤星委員の会長就任を提案し、了承される。
- ・赤星会長より岩本委員を会長代理に指名され、了承される。

(2) 報告事項

・消費生活相談状況及び消費者行政への取組について

(大野課長)

<令和3年度の消費生活相談の状況と消費者行政への取組について【資料1】に沿って説明>

(岩本委員)

本審議会では、R4年度の取組とR5年度の方針を審議するものだと認識しているが、資料1は、R4年度の取組について説明されている。R5年度の活動方針を伺いたい。

(大野課長)

スライド28の令和4年度の取組を継続しつつ、資料1でお示しした内容を参考にしながら、R5年度に第3次佐賀県消費者教育推進計画を改定する。特に、現計画における指標を達成できていない部分については力を入れて取り組みたい。

(諏佐委員)

スライド17の成年年齢引き下げに関する啓発を行っているが「若者向け消費者トラブル未然防止啓発キャンペーン」を行った結果、他県に比べて相談件数が少なくなったのか。キャンペーンに効果があったのか。検証について教えて欲しい。

(大野課長)

キャンペーンの対象は、高校生や大学生だが、成年年齢引き下げ後の直近の相談件数では、あまり変化はない。

資料3に記載にしているが、高校や大学・短大等にもこのような啓発パンフを配布することでより本人だけでなく先生方にもパンフを授業などで活用していただくなど一つのきっかけにもなっていくと考えている。周知・啓発にさらに力を入れたいと思っている。検証については今後しっかり取り組みたい。

(赤星委員)

本当は、もうちょっと被害にあっている人がいると思うが、当事者も親も学校の先生も被害を受けたということを認識していないのではないかと。新しく制度が変わっても検証するためにはもっと時間が必要と思う。今は、このように事前に教育を行い消費者トラブルの対処法などを知っておくことはとても重要である。

・第2次「佐賀県消費者教育推進計画」の実施状況について

(大野課長)

<第2次「佐賀県消費者教育推進計画」の実施状況について【資料2】と【資料3】に沿って説明>

(片岡委員)

県内の5市町に消費生活安全確保地域協議会(以下、地域協議会という)が設置されているとのことだが、どこの市町に設置されているのか、また、具体的には、どのような活動をされているのか。

(大野課長)

多久市、嬉野市、吉野ヶ里町、有田町、白石町の5市町に設置されている。市町においては、既存協議会を地域協議会として位置づけ、福祉行政部門と消費者行政部のもと消費者トラブルの相談事例を共有されている。具体的には、民生委員が構成メンバーとなる既存協議会に消費生活相談員等が加わり高齢者によくある消費者トラブルの相談事例を示し、民生委員が普段活動される中で、“消費者トラブルに巻き込まれているかもしれない、おかしいな”と思われた場合に消費生活センター等へつないでいるというような活動をしていると聞いている。

(片岡委員)

佐賀市、唐津市、鳥栖市など人口の多い市に設置されていない。人口が多いところこそ設置が必要ではないかと思うので、是非、県には、設置促進への後押しをしていただきたい。

(赤星委員)

地域協議会は、新たに作るものではなく地域包括支援センター等の中に位置付けるというものではなかったのか。地域包括支援センターを強化するような話ではなかったのか。

(大野課長)

既存協議会に位置付けることもできるし、新たに設置することもできる。既存協議会に位置付ける場合は、既存協議会の要綱に地域協議会の機能を持たせることを規定したり、既存協議会の会議議事録で確認できればよいことを市町にも説明している。

(赤星委員)

地域協議会を新しく設置することが大変だと思うので、地域包括センター等の既存のネットワークを活かすのもいいのでは。

(於保委員)

資料3の「公民館等での消費者教育の実施」においては、数値目標(20件)の倍以上(47件)の講師派遣を行っているが、派遣を依頼される団体等では、どのようなテーマでの講座を希望されているのか。自分たちも講習会等を実施しているので、どのようなテーマに関心を持たれているのか教えて欲しい。

(大野課長)

老人会などの高齢者向けの講座では、「くらしの出前講座」講師派遣の御案内に記載しているような「高齢者を狙う悪質商法の手口とその対処法」に関するテーマに関心を持たれている。

(領家委員)

コロナ禍において、当事者だけでなく障害者の家族や高齢者福祉施設に従事する者へ講座等を実施する場合に対面式ではなく、通信機器を使用したZ o o mなどでの実施は可能か。対面式の講座に出向くことが難しいため、オンラインでの実施、ハイブリットでの実施や携帯や自宅のパソコンでの参加などの対応ができれば、見守る側としても学ぶことができるのではないか。オンラインなどでの出前講座も対応できるか。

(寺田)

見守る側として、福祉関係者や民生委員からの出前講座派遣の要望も増えつつある。オンライン等での対応も出来る限り対応していきたい。

(赤星委員)

講義内容を録画・録音し、オンラインで閲覧できるようにすれば、誰もがいつでもどこでも受講できる。ケアマネージャーなど出向くことが難しい方でも学ぶことができる。完成度の高い講座をされているから、そのようなやり方もいいのでは。

(寺田)

貴重な御意見として承り、今後検討させていただく。

(岩本委員)

県は、出前講座をあっせんし、出前講座の内容は依頼元と講師との間で決めていくにしても、消費者教育を推進するうえで、出前講座で何を教育されているのかどこまで関わって把握されているのか。消費者教育推進法には“消費者教育”の定義があるが、その定義に沿った形で行っているのか。或いは、靈感商法に気を付けましょうとか知識の教授に留まっているのか。どのような教育を行っているのか。

【資料3】にある事業所への消費者教育の必要性についての紹介・働きかけをした事業所数の数値目標50事業所に対して71事業所と頑張られているが、【資料2】20ページの(5)の最初の○には、契約のルールや生活設計に係る基礎知識や定年退職後の生活設計情報など広い意味では生活者の知識になると思うが、事業所向けにどのような消費者教育を行っているのか。消費者教育コーディネーターが関わって消費者教育推進法に基づく教育内容になっているのかチェックをされているのか。

(大野課長)

高校などの学校での出前講座では、学校の先生の要望に応じ、講師との間で内容調整を行い実施している。本来であれば依頼者と講師との間に消費者教育コーディネーターが立ち調整していくものだと思うが、学校の要望を一番に考えており、直接消費者教育コーディネーターは関わっていない。

事業所に関しては、なかなか働きかけが難しい中、まずは県として無料の出前講座を実施していることを周知し、新入社員を対象とした研修などに活用して欲しいというお願いをしており、新入社員研修にメニューとして扱っていただくことに留まっている。

(岩本委員)

事業所向けの出前講座では、何を教育していくべきかという統一的なものがなく、保険の説明をして終わるといふようなところもあると聞いており、以前から問題視されているため佐賀県の場合はどうなのかと思い確認した。

学校での出前講座については、あっせんするだけでなく、学校でどのような教育を行ったのかアンケートを行うなどして、県は、その結果を情報として蓄積し、少なくとも目的に沿ったことができていのか、佐賀県の消費者教育の主体について検証なり評価なりをしていく必要ものがあると思ひ確認した。

(赤星委員)

【資料2】の4ページの2の(2)に学習指導要領における消費者教育の充実について記載がある。高等学校であれば多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組みなどについて学習するようになっていふ。毎回でなくてもいいから、出前講座を行った1か月後ぐらいに生徒たちに習熟度を確認させてもらうといふようなことをすればいいのでは。学校も忙しいとは思ひが、消費者教育の重要性を理解してもらひ、アンケートの実施などについて消費者教育コーディネーターが学校と調整しながら取り組んでいって見ては、学校に遠慮せずお願いしてよいいのではないかと思ひ。

(学校教育課：桂原係長)

高等学校であれば、家庭科の授業の中で学習指導要領に基づき消費者教育に取り組んでいふ。持続可能な消費生活といふ中で、生活における経済の計画、消費行動と意思決定、持続可能なライフスタイルと環境といふものについて、授業していふところ。学校によっては、出前講座を利用したりしていふところもあると思ひが、基本的には2月に必須の授業として加えられてことも多いようだ。授業では、消費者庁が作成していふ「社会への扉」が利用されていふ。統計はとってないが、具体的には消費者トラブルに巻き込まれないとか騙されない消費者についての話が多いようだ。

(富永委員)

今使用していふ出前講座の案内チラシを高校の校長先生が見たときに、高齢者向けのチラシが回覧で回ってきたと思ひのでは。パッと見るだけだと老人会向けのチラシかなと思ひ。忙しい先生方でも目に留まるように高校向けのチラシを作成して欲しい。校長先生へ消費者教育を実施していふか否か、出前講座を知っていふか否かなどについてアンケートを実施し、出前講座へ誘導をするといふようなこともできるのでは。先生方がチラシを見て、出前講座の実施に関心を持つように工夫をして欲しい。裏面が申込書になっていふが、表面だけでも申し込みにつながるようなチラシを作って欲しい。

(大野課長)

高校の先生方に関心を持っていただけるようなチラシになるよう見直しを行う。

(赤星委員)

チラシの作成以外にも画期的なアイデアとかないでしょうか。

(松本委員)

出前講座を後から見るようにできないか。QRコードを作って二次元コードをチラシとかに貼り付けたりしてもらえれば、出前講座に参加できなかった人も見るようにできるし、参加した人も振り返りができる。動画があれば先生方が授業でその動画を流して、それを見た子供たちに考

えさせるというような授業のやり方もできるからいいのでは。高校生とかは、紙の文章を読むより動画で情報を得ることが普通になっているようだ。色々な動画があればその中から見たいものを選択することもできる。高齢者でも文章を読むより動画がいいように思う。相手に伝えたいことを動画でることができるような機会・サイトがあればいいのでは。

(大野課長)

県オリジナルの動画は無いが、消費者庁が作成した動画があるので県のホームページのくらしの安全安心課のサイトにリンクを貼ることで、先生方にも活用いただけるようにしたい。

(赤星委員)

県にも貸し出し用のCDがあったと思う。貸し出しではなく直接ネットで見るができるようにできればいいのでは。

(大野課長)

県のホームページでCDの内容を見るようにすることはハード上難しいが、他に出来ることなのか検討していきたい。

(浴本委員)

NPO法人ITサポートさがでは、県の補助金も活用しながら啓発動画の作成をしている。アニメーションや漫画雑誌などを作って、ITサポートさがのホームページで全て見ることができる。学校にも年に一度、新作ができたことを文書でお知らせさせていただくが、関心をもってもらえたかどうか分からない。もっとそのことを伝えるべきだと思った。6、7年前に作成したネットゲーム課金についてのYouTubeで200万回の再生回数のあるものがある。キーボードで検索すると見るができるようなやり方もいいのではないかと思う。

(岩本委員)

消費者庁では、消費者教育ポータルサイトをとおして、学校の教員や地域で活動する消費者教育の担い手の方が消費者教育を実践するために役立つ教材などを紹介している。佐賀県のものも掲載されていたかどうか分からないが、ITサポートさがなどで作成された教材を国のポータルサイトに掲載すればいいのでは。

【資料1】のスライド17に記載のある「リーダー養成講座」に井上委員もはじめ佐賀大学の学生が参加させてもらっている。この講座で学んだことを基に3月に佐賀市で開催される消費者フェアで90分の講義をすることとなっている。とてもいい経験をさせていただいている。

来年度は県の消費者教育推進計画の見直しの年とのことだが、国の基本方針についても現在見直し作業が進められており3月下旬に確定する予定。県の計画は、国の計画の1年後に見直すことになっている。国の基本方針の期間は従来5年間だったが今回においては2023年3月～2030年3月の7年間となった。国は、その間でも必要な見直しを行っていくこととなっている。佐賀県の計画は期間が定まっているのかなど第3次計画について現段階でお示しできることがあれば教えて欲しい。

(大野課長)

消費者教育に関する教材について国のポータルサイトへの掲載については、詳細確認のうえ取り組みたいと思う。

リーダー養成講座については、現時点で来年度予算に伴うものについてお答えできかねるが、学生が学び成果を出すというような事業については引き続き取り組みたいと思っている。

県の3次計画については、必ずしも国の計画期間に合わせなければいけないとは思っていない。計画の方針としては、国の方針を踏まえるとともに県においてはアンケートの実施であったり現場の情勢などを踏まえながら専門部会を設け進めていきたいと思っている。

・その他

(大野課長)

<第3次「佐賀県消費者教育推進計画」の策定について【資料4】に沿って説明>

(赤星委員)

第2次推進計画は令和5年度までの計画なので、令和5年度に第3次推進計画の見直しについて専門部会を設け審議しながら、来年の今頃に策定ということですね。専門部会には、本審議会委員が全員関わることにはならないが、新たな計画に反映すべき点などあれば是非事務局へ意見として寄せてもらいたい。

16:00 終了